

保護者等 様

高田高等学校  
校長 鷺尾 尚史

## 高校生等奨学給付金の申請について

このことについて、三重県より案内がありましたので、下記書類を期日までに提出してください。  
(書類が整い次第、早めの提出にご協力をお願いします。)

第1回締切 令和3年7月20日(火)  
第2回締切 令和3年9月3日(金)

※第1回締切までに提出された申請書は整い次第、県に提出します。  
例年、提出順に決定されておりますので、早めの給付をご希望される場合は  
第1回締切までにご提出ください。

### <提出書類>

#### 1. 次の①から③の書類をすべて提出してください。

- ① 申請書(様式1)  
※マイナンバー(個人番号)及び課税証明書の提出は必要ありません。
- ② 親権者全員が記載されている7月1日以降の日付の住民票(原本)  
※マイナンバー(個人番号)の記載のない住民票を提出してください。
- ③ 振込口座届(様式4)  
[注1]住民票はお住まいの市町村の窓口で取得してください。本籍は不要です。  
[注2]世帯全員の住民票を取得した場合は、ホチキスを外さずにすべて提出してください。  
[注3]振込口座の名義が申請者と異なる場合は委任状(様式5)が必要です。

#### 2. 7月1日現在で生活保護を受給されている方は次の④も提出してください。

- ④ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

#### 3. 生活保護を受給されていない方で、7月1日現在で15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、次の⑥、⑦も提出してください。 (複数いる場合は、一人でかまいません。)

- ⑤ 対象となる高校生等の健康保険証の写し
- ⑥ 兄弟姉妹の健康保険証の写し  
※⑤及び⑥は健康保険証等貼付台紙(様式7)に貼って提出してください。  
[注1]保険証は、おもて面の記載内容が全て写るようにコピーをおとりください。  
[注2]国民健康保険の健康保険証の世帯主氏名が扶養している父母(保護者等)でない場合は、  
扶養誓約書(様式6)が必要です。

※委任状(様式5)、扶養誓約書(様式6)は同封しておりませんので、必要な方はお申し出ください。

#### ※ 提出先(郵送または事務部会計課窓口にご持参ください)

高田高等学校 事務部会計課  
電話 059-232-2004 〒514-0114 津市一身田町2843  
受付時間 平日 午前8時30分から午後4時30分まで(学校休業日を除く)

#### ※ 高校生等奨学給付金の制度内容については、次の部署まで問い合わせてください。

三重県 環境生活部 私学課  
電話 059-224-2161  
受付時間 平日 午前9時00分から午後5時00分まで

#### ※ 給付金の支払日については、審査終了後通知します。

三重県や学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。